

## 14-1 介護老人福祉施設（ユニット型以外）

介護老人福祉施設は、施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを旨とするものでなければならない。

申請者要件	法人であって、老人福祉法第20条の5に規定する特別養護老人ホームを設置する者		
人員基準	区分	職種・資格	員数
	従業者	・ 医師	
・ 生活相談員			<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 入所者数が100人又はその端数を増すごとに1名以上</li> <li>・ 生活相談員は常勤でなければならない。</li> <li>・ 「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準」第5条第2項によること。 (社会福祉士、社会福祉主事任用資格(※3)、精神保健福祉士、介護福祉士、介護支援専門員、その他、保健・医療・福祉について、1年以上の実務経験を有する者)</li> </ul>
・ 介護職員		・ 常勤職員数の要件なし	・ 入所者数が3人又はその端数を増すごとに1名以上(常勤換算方法)
・ 看護師又は准看護師		・ 常勤1名以上(※1)	
・ 栄養士又は管理栄養士		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1名以上</li> <li>定員40人以下の事業所であって、他の施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより効果的な運営を期待でき、入所者の処遇に支障がない場合は、配置しなくてもよい。</li> </ul>	
・ 機能訓練指導員		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1名以上</li> <li>・ 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する者</li> <li>ただし、入所者の日常生活やレクリエーション、行事等を通じて行う場合は、当該施設の生活相談員又は介護職員が兼務できる。</li> <li>・ 当該事業所の他の職務に従事することができる。</li> </ul>	
・ 介護支援専門員		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1名以上(入所者数が100人又はその端数を増すごとに1名を標準とする。)</li> <li>・ 当該事業所の他の職務に従事することができる。</li> </ul>	
管理者	・ 特別養護老人ホームの施設長の資格要件(※2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 常勤専従1名以上</li> <li>・ 管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務と兼務することができる。</li> <li>・ 当該事業所の事象を適時かつ適切に把握でき、一元的な管理・指揮命令に支障がない場合は、同一事業</li> </ul>	

		者の他の事業所の管理者又は従業者を兼務することができる。
設備基準	・ 基本的事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 耐火建築物 利用者の日常生活の場を1階以外に設けていない場合等は準耐火建築物でもよい。</li> </ul>
	・ 居室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定員4人以下</li> <li>・ 地階に設けることは不可</li> <li>・ 1人当たり床面積10.65㎡以上</li> <li>・ 寝台又はこれに代わる設備を備えること</li> <li>・ 一以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること</li> <li>・ 床面積の14分の1以上に相当する面積を直接外気に面して開放できるようにすること</li> <li>・ 入所者の身の回り品を保管することができる設備を備えること</li> <li>・ ブザー又はこれに代わる設備を設けること</li> </ul>
	・ 静養室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 介護職員室又は看護職員室に近接して設けること</li> <li>・ 地階に設けることは不可</li> <li>・ 寝台又はこれに代わる設備を備えること</li> <li>・ 一以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること</li> <li>・ 床面積の14分の1以上に相当する面積を直接外気に面して開放できるようにすること</li> <li>・ 入所者の身の回り品を保管することができる設備を備えること</li> <li>・ ブザー又はこれに代わる設備を設けること</li> </ul>
	・ 食堂及び機能訓練室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1人当たり合計面積3㎡以上</li> <li>・ 食事の提供及び機能訓練に支障がない広さを確保できる場合は、同一の場所でもよい。</li> <li>・ 必要な備品を備えること</li> </ul>
	・ 浴室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 要介護者が入浴するのに適したもの</li> </ul>
	・ 洗面設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 要介護者が使用するのに適したもの</li> <li>・ 居室のある階ごとに設けること</li> </ul>
	・ 便所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 要介護者が使用するのに適したもの</li> <li>・ 居室のある階ごとに居室に近接して設けること</li> </ul>
	・ 必要な設備及び備品等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ブザー又はこれに代わる設備を設けること</li> <li>・ 医務室、調理室、介護職員室、看護職員室、面談室、洗濯室（又は洗濯場）、汚物処理室、介護材料室、事務室、宿直室 その他運営上必要な設備を設けること</li> <li>・ 廊下幅1.8m以上（中廊下幅2.7m以上）</li> <li>・ 常夜灯（廊下、便所等）</li> <li>・ 手すり（廊下、階段）</li> <li>・ 階段（緩やかな傾斜）</li> <li>・ 消火設備その他の非常用設備</li> </ul>

		傾斜路1基以上（居室等が2階以上にある場合で、エレベーターを設けない場合）
運営基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・内容及び手続の説明及び同意</li> <li>・提供拒否の禁止</li> <li>・サービス提供困難時の対応</li> <li>・受給資格等の確認</li> <li>・要介護認定の申請に係る援助</li> <li>・入退所</li> <li>・サービスの提供の記録</li> <li>・利用料等の受領</li> <li>・保険給付の請求のための証明書の交付</li> <li>・指定介護福祉施設サービスの取扱方針</li> <li>・施設サービス計画の作成</li> <li>・介護</li> <li>・食事</li> <li>・相談及び援助</li> <li>・社会生活上の便宜の提供等</li> <li>・機能訓練</li> <li>・栄養管理</li> <li>・口腔衛生の管理</li> <li>・健康管理</li> <li>・入所者の入院期間中の取扱い</li> <li>・入所者に関する市町村への通知</li> <li>・緊急時等の対応</li> <li>・管理者による管理</li> <li>・管理者の責務</li> <li>・計画担当介護支援専門員の責務</li> <li>・運営規程</li> <li>・勤務体制の確保等</li> <li>・業務継続計画の策定等</li> <li>・定員の遵守</li> <li>・非常災害対策</li> <li>・衛生管理等</li> <li>・協力医療機関等（※）</li> <li>・掲示（※）</li> <li>・秘密保持等</li> <li>・広告</li> <li>・居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止</li> <li>・苦情処理</li> <li>・地域との連携等</li> <li>・事故発生の防止及び発生時の対応</li> <li>・虐待の防止</li> <li>・入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置（※）</li> <li>・会計の区分</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>第4条</li> <li>第4条の2</li> <li>第4条の3</li> <li>第5条</li> <li>第6条</li> <li>第7条</li> <li>第8条</li> <li>第9条</li> <li>第10条</li> <li>第11条</li> <li>第12条</li> <li>第13条</li> <li>第14条</li> <li>第15条</li> <li>第16条</li> <li>第17条</li> <li>第17条の2</li> <li>第17条の3</li> <li>第18条</li> <li>第19条</li> <li>第20条</li> <li>第20条の2</li> <li>第21条</li> <li>第22条</li> <li>第22条の2</li> <li>第23条</li> <li>第24条</li> <li>第24条の2</li> <li>第25条</li> <li>第26条</li> <li>第27条</li> <li>第28条</li> <li>第29条</li> <li>第30条</li> <li>第31条</li> <li>第32条</li> <li>第33条</li> <li>第34条</li> <li>第35条</li> <li>第35条の2</li> <li>第35条の3</li> <li>第36条</li> </ul>

	・記録の整備	第37条
--	--------	------

※ 重要事項のウェブサイトへの掲示については令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間、協力医療機関との連携、入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置については令和6年4月1日から令和9年3月31日までの間は努力義務

※1 「介護職員又は看護職員」のうちの「看護職員」の数

- ・ 入所者 ≤ 30人：常勤換算方法で1以上
- ・ 31人 ≤ 入所者 ≤ 50人：常勤換算方法で2以上
- ・ 51人 ≤ 入所者 ≤ 130人：常勤換算方法で3以上
- ・ 131人 ≤ 入所者：常勤換算方法で「3+130を超えて50又はその端数を増すごとに1」以上

※2 特別養護老人ホームの施設長の資格要件（特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準第5条第1項）

- (1) 社会福祉主事任用資格
- (2) 社会福祉士
- (3) 精神保健福祉士
- (4) 社会福祉事業に2年以上従事した者
- (5) 社会福祉施設長資格認定講習課程修了者

※3 社会福祉主事任用資格について

社会福祉主事任用資格については、次の厚生労働省ホームページを参照してください。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/seikatsuhogo/shakai-kaigo-fukushi8.html>

出身大学の単位履修証明書・成績証明書及び卒業証明書、又は養成機関の修了証等によって、有資格者の確認をします。

なお、養成機関については、次のWAM-NET（ワム・ネット／独立行政法人福祉医療機構）ホームページを参照してください。

<http://www.wam.go.jp/school/OpenServlet?ACTIONTYPE=OS31LST>

## 14-2 介護老人福祉施設（ユニット型）

ユニット型介護老人福祉施設は、入居者1人1人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援しなければならない。

申請者要件	法人であって、老人福祉法第20条の5に規定する特別養護老人ホームを設置する者		
人員基準	区分	職種・資格	員数
従業者	・ 医師	・ 生活相談員	・ 健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数
			・ 入所者数が100人又はその端数を増すごとに1名以上 ・ 生活相談員は常勤でなければならない。 ・ 「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準」第5条第2項によること。 （社会福祉士、社会福祉主事任用資格（※4）、精神保健福祉士、介護福祉士、介護支援専門員、その他、保健・医療・福祉について、1年以上の実務経験を有する者）
	・ 介護職員（※1）	・ 常時1人以上の常勤の介護職員が勤務	・ 入所者数が3人又はその端数を増すごとに1名以上（常勤換算方法）
	・ 看護師又は准看護師（※1）	・ 常勤1名以上（※2）	
	・ 栄養士又は管理栄養士	・ 1名以上 定員40人未満の事業所であって、他の施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより効果的な運営を期待でき、入所者の処遇に支障がない場合は、配置しなくてもよい。	
	・ 機能訓練指導員	・ 1名以上 ・ 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する者。ただし、入所者の日常生活やレクリエーション、行事等を通じて行う場合は、当該施設的生活相談員又は介護職員が兼務できる。 ・ 当該事業所の他の職務に従事することができる。	
	・ 介護支援専門員	・ 1名以上（入所者数が100人又はその端数を増すごとに1を標準とする。） ・ 当該事業所の他の職務に従事することができる。	
管理者	・ 特別養護老人ホームの施設長の資格要件（※3）	・ 常勤専従1名以上 ・ 管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務と兼務することができる。 ・ 当該事業所の事象を適時かつ適切に把握でき、一元的な管理・指揮命令に支障がない場合は、同一事業者の他の事業所の管理者又は従業者を兼務するこ	

			とができる。
--	--	--	--------

※1 ユニットにおける介護職員又は看護職員の人員配置については以下のとおり

- ① 昼間（8時から18時まで）については、ユニットごとに常時1人以上
- ② 夜間及び深夜（18時から翌日8時まで）については、2ユニットごとに1人以上
- ③ ユニットごとに常勤のユニットリーダーを配置

ユニットリーダーについては、当面、ユニットケアリーダー研修を受講した職員を各施設に2名以上配置する（ただし2ユニット以下の施設は1名で可）

なお、研修受講者が配置されていないユニットにおいては、ケアに責任を持つ者（研修受講者でなくても可）の配置でも可

当分の間、定員が10人を超えるユニットを整備するユニット型介護老人福祉施設は、ユニット型介護老人福祉施設における夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。

※2 「介護職員又は看護職員」のうちの「看護職員」の数

- ・ 入所者 ≤ 30人：常勤換算方法で1以上
- ・ 31人 ≤ 入所者 ≤ 50人：常勤換算方法で2以上
- ・ 51人 ≤ 入所者 ≤ 130人：常勤換算方法で3以上
- ・ 131人 ≤ 入所者：常勤換算方法で「3 + 130を超えて50又はその端数を増すごとに1」以上

※3 特別養護老人ホームの施設長の資格要件（特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準第5条第1項）

- (1) 社会福祉主事任用資格
- (2) 社会福祉士
- (3) 精神保健福祉士
- (4) 社会福祉事業に2年以上従事した者
- (5) 社会福祉施設長資格認定講習課程修了者

※4 社会福祉主事任用資格について

社会福祉主事任用資格については、次の厚生労働省ホームページを参照してください。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/seikatsuhogo/shakai-kaigo-fukushi8.html>

出身大学の単位履修証明書・成績証明書及び卒業証明書、又は養成機関の修了証等によって、有資格者の確認をします。

なお、養成機関については、次のWAM-NET（ワム・ネット／独立行政法人福祉医療機構）ホームページを参照してください。

<http://www.wam.go.jp/school/OpenServlet?ACTIONTYPE=OS31LST>

設備基準	・ 基本的事項	・ 耐火建築物 利用者の日常生活の場を1階以外に設けていない場合等は、準耐火建築物でもよい。
	・ ユニット	・ 施設全体を居室と共同生活室によって一体的に構成される場所（ユニット）を単位として構成し、運営すること ・ 各ユニットの入居定員は原則10人以下とし、15人を超えないものとする

<ul style="list-style-type: none"> <li>・居室</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個室（サービス提供に必要な場合は、2人部屋も可）</li> <li>・いずれかのユニットに属すること</li> <li>・共同生活室に近接し、一体的に設置</li> <li>・使い慣れた家具を持ち込める広さを保証</li> <li>・面積は10.65㎡以上（居室内洗面設備は含み、居室内便所は除く）</li> <li>・夫婦での利用等に当たり2人部屋とする場合は21.3㎡以上（平成15年4月1日に現存する場合は21.3㎡未満可）ただし、施設側の都合（個室が空いていない等）による2人部屋への入居は不可</li> <li>・地階に設けることは不可</li> <li>・寝台又はこれに代わる設備を備えること</li> <li>・一以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること</li> <li>・床面積の1/4以上に相当する面積を直接外気に面して開放できるようにすること</li> <li>・入所者の身の回り品を保管することができる設備を備えること</li> <li>・ブザー又はこれに代わる設備を設けること</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・共同生活室</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ユニットの定員×2㎡以上を標準（平成15年4月1日に現存する場合はユニットの定員×2㎡未満可）</li> <li>・地階に設けることは不可</li> <li>・ユニットの入居者が交流し、日常生活を営むにふさわしい場所であること</li> <li>・他のユニットの入居者が通過する形態は不可</li> <li>・当該ユニットの入居者全員とその介護等を行う従業者が一度に食事をしたり、談話等を楽しんだりすることが可能な備品を備えた上で車椅子が支障なく通行できる形状が確保されていること</li> <li>・簡易な流し、調理設備の設置が望ましい。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・洗面設備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・居室ごとに設けることが望ましい。</li> <li>・共同の場合は2カ所以上に分散して設けることが望ましい。</li> <li>・要介護者が使用するのに適したもの</li> <li>・ブザー又はこれに代わる設備を設けること</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・便所</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・居室ごとに設けることが望ましい。</li> <li>・共同の場合は2カ所以上に分散して設けることが望ましい。</li> <li>・要介護者が使用するのに適したもの</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・浴室</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・居室のある階ごとの設置が望ましい。</li> <li>・要介護者が入浴するのに適したもの</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・その他</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医務室、調理室、洗濯室（又は洗濯場）、汚物処理室、介護材料室、事務室、宿直室その他運営上必要な設備を設けること</li> <li>・廊下幅1.8m以上（中廊下幅2.7m以上）</li> <li>・常夜灯（廊下、共同生活室、便所等）</li> <li>・階段（緩傾斜）</li> <li>・消火設備その他の非常用設備</li> <li>・傾斜路1基以上（ユニット又は浴室が2階以上にある場合で、エレベーターを設けない場合）</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要な設備及び備品等</li> </ul>	

運営基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・内容及び手続の説明及び同意</li> <li>・提供拒否の禁止</li> <li>・サービス提供困難時の対応</li> <li>・受給資格等の確認</li> <li>・要介護認定の申請に係る援助</li> <li>・入退所</li> <li>・サービスの提供の記録</li> <li>・利用料等の受領</li> <li>・保険給付の請求のための証明書の交付</li> <li>・指定介護福祉施設サービスの取扱方針</li> <li>・施設サービス計画の作成</li> <li>・介護</li> <li>・食事</li> <li>・相談及び援助</li> <li>・社会生活上の便宜の提供等</li> <li>・機能訓練</li> <li>・栄養管理</li> <li>・口腔衛生の管理</li> <li>・健康管理</li> <li>・入所者の入院期間中の取扱い</li> <li>・入所者に関する市町村への通知</li> <li>・緊急時等の対応</li> <li>・管理者による管理</li> <li>・管理者の責務</li> <li>・計画担当介護支援専門員の責務</li> <li>・運営規程</li> <li>・勤務体制の確保等</li> <li>・業務継続計画の策定等</li> <li>・定員の遵守</li> <li>・非常災害対策</li> <li>・衛生管理等</li> <li>・協力医療機関等 (※)</li> <li>・掲示 (※)</li> <li>・秘密保持等</li> <li>・広告</li> <li>・居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止</li> <li>・苦情処理</li> <li>・地域との連携等</li> <li>・事故発生の防止及び発生時の対応</li> <li>・虐待の防止</li> <li>・入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置 (※)</li> <li>・会計の区分</li> <li>・記録の整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>第4条 (準用)</li> <li>第4条の2 (準用)</li> <li>第4条の3 (準用)</li> <li>第5条 (準用)</li> <li>第6条 (準用)</li> <li>第7条 (準用)</li> <li>第8条 (準用)</li> <li>第41条</li> <li>第10条 (準用)</li> <li>第42条</li> <li>第12条 (準用)</li> <li>第43条</li> <li>第44条</li> <li>第15条 (準用)</li> <li>第45条</li> <li>第17条 (準用)</li> <li>第17条の2 (準用)</li> <li>第17条の3 (準用)</li> <li>第18条 (準用)</li> <li>第19条 (準用)</li> <li>第20条 (準用)</li> <li>第20条の2 (準用)</li> <li>第21条 (準用)</li> <li>第22条 (準用)</li> <li>第22条の2 (準用)</li> <li>第46条</li> <li>第47条</li> <li>第24条の2 (準用)</li> <li>第48条</li> <li>第26条 (準用)</li> <li>第27条 (準用)</li> <li>第28条 (準用)</li> <li>第29条 (準用)</li> <li>第30条 (準用)</li> <li>第31条 (準用)</li> <li>第32条 (準用)</li> <li>第33条 (準用)</li> <li>第34条 (準用)</li> <li>第35条 (準用)</li> <li>第35条の2 (準用)</li> <li>第35条の3 (準用)</li> <li>第36条 (準用)</li> <li>第37条 (準用)</li> </ul>
------	---	--

※ 重要事項のウェブサイトへの掲示については令和6年4月1日から令和7年3月31日までの

間、協力医療機関との連携、入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置については令和6年4月1日から令和9年3月31日までの間は努力義務